



インカムビルダー

(毎月決算型) 限定為替ヘッジ
追加型投信/内外/資産複合

分配金に関するお知らせ

平素は、「インカムビルダー（毎月決算型）限定為替ヘッジ」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
当ファンドの今期決算(2024年2月26日)の分配金は、分配方針*に基づき10円（税引前、1万口当たり）と決定しました。
* 分配方針については、P2の「ファンドの特色」をご参照ください。

分配金実績

第1期（2014年1月23日）～ 第3期（2014年3月24日）	第4期（2014年4月23日）～ 第121期（2024年1月23日）	第122期 （2024年2月26日）	設定来累計分配金
各0円	各20円	10円	2,370円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

騰落率

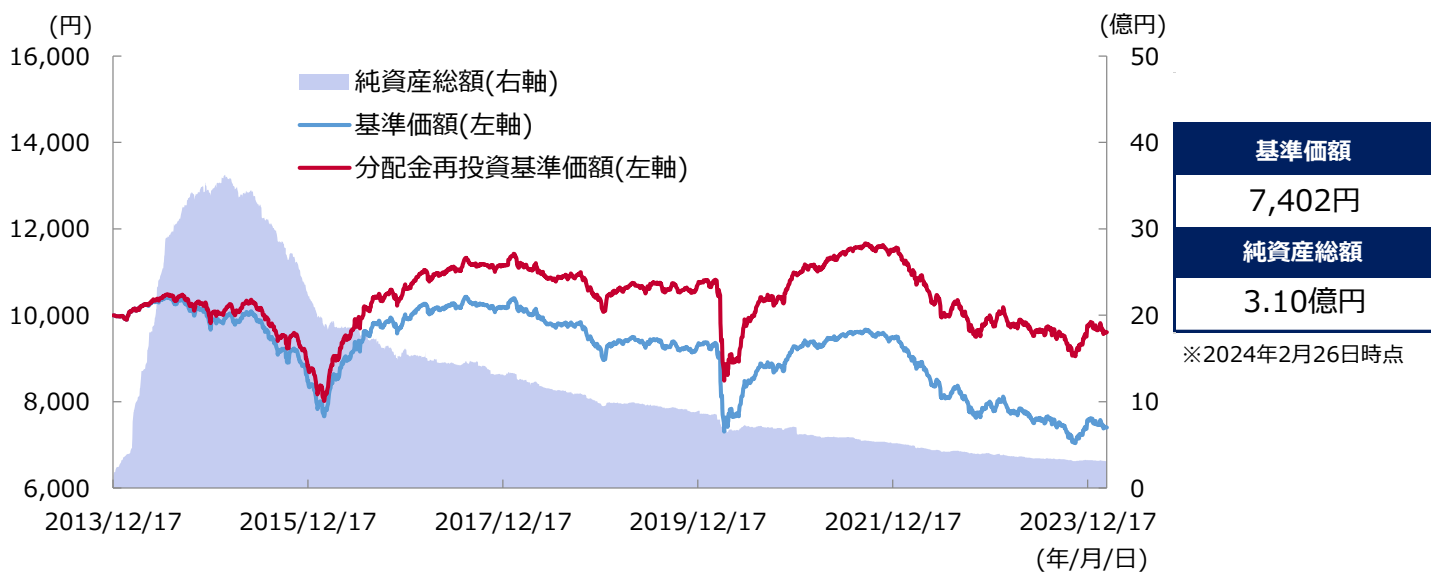
1カ月	3カ月	6カ月	1年	5年	10年	設定来
-0.80%	2.88%	0.85%	-1.78%	-9.63%	-4.98%	-3.92%

※基準日：2024年2月26日

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

運用実績



※期間：2013年12月17日（設定日前営業日）～2024年2月26日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したものとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※P6の「当資料のお取扱いについてのご注意」を必ずお読みください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

(毎月決算型) 限定為替ヘッジのほかに、(毎月決算型) 為替ヘッジなし / (年1回決算型) 限定為替ヘッジ / (年1回決算型) 為替ヘッジなしがあります。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

インカムビルダーは、世界(日本および新興国を含みます。以下同じ。)の債券・株式等に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

1. 世界の債券・株式等を実質的な投資対象とし、投資環境に応じて投資配分比率を機動的に変更します。

◆ インカム(利子・配当)を重視して幅広い資産に投資します。

世界のさまざまな種類の債券・株式等に投資を行い、高いインカム収入の確保と、値上がり益の獲得を目指します。

＜主要投資対象資産＞

国債・政府機関債、投資適格社債、ハイイールド社債、転換社債、資産担保証券、バンクローン、株式、REIT

※上記に記載した資産が組み入れられない場合や上記以外の資産が組み入れられる場合があります。

* 株式、REIT等への投資は、信託財産の純資産総額の35%を上限とします。

* 新興国の資産にも投資を行う場合があります。

◆ 投資環境に応じて機動的に資産配分を変更します。

マクロ経済の見通しやボトムアップによる各資産の評価・分析等をもとに、投資環境の変化に応じて、さまざまな種類の債券・株式等への投資配分比率を機動的に変更します。

* 債券への投資を中心に、投資環境に応じ、高い配当利回りが期待できる株式等にも投資を行います。

◆ 徹底した個別銘柄分析により投資銘柄を発掘します。

徹底した調査に基づく個別銘柄分析により、長期投資を基本に割安と判断される銘柄に投資します。

2. ルーミス・セイレス社(正式名称:ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー)が実質的な運用を行います。

◆ 各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「ストラテジック・インカム・ファンド」の運用は、ルーミス・セイレス社が行います。

◆ 「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用は、アセットマネジメントOneが行います。

3. 決算頻度および為替ヘッジの対応に違いのある4つのファンドから選択いただけます。

◆ 決算頻度が異なる「毎月決算型」と「年1回決算型」があります。

・ 毎月決算型・・・毎月23日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益分配を行うことを目指します。

・ 年1回決算型・・・毎年4月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

◆ 為替ヘッジの対応が異なる「限定為替ヘッジ」と「為替ヘッジなし」があります。

・ 限定為替ヘッジ・・・外貨建資産については、原則として“米ドル売り/円買い”の為替取引を行います。

※限定為替ヘッジの詳細な説明については投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

・ 為替ヘッジなし・・・外貨建資産については、原則として為替取引(為替ヘッジ)は行いません。

◆ 各ファンド間のスイッチング(乗換え)が可能です。

※販売会社によっては、一部のファンドを取り扱わない場合、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

(分配方針)

＜毎月決算型＞

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2. 分配金額は、委託会社が配当等収益の水準や基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

＜年1回決算型＞

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

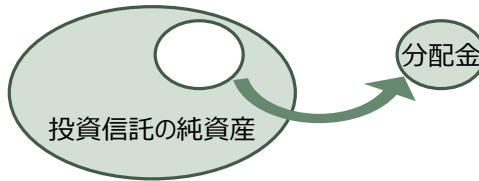
※各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

* 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係（イメージ）

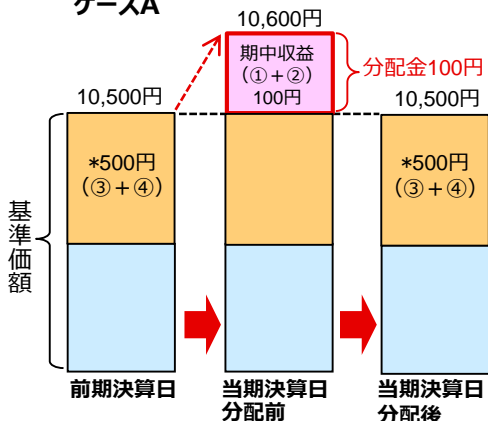
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

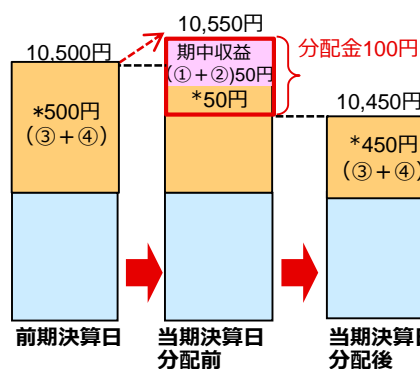
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



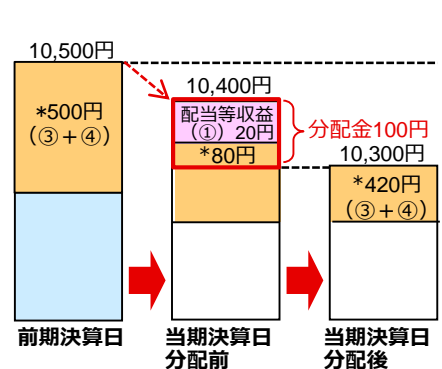
ケースB

<前期決算日から基準価額が上昇した場合>



ケースC

<前期決算日から基準価額が下落した場合>



*分配対象額 500円

*分配対象額 500円

*分配対象額 500円

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

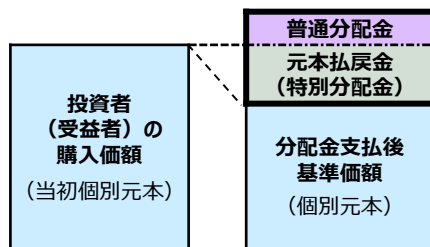
- ケースA：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
- ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
- ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

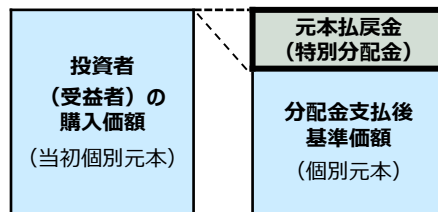
投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

主な投資リスク(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

資産配分リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、世界のさまざまな債券・株式等に資産配分(債券におけるセクター配分を含みます。)を行います。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合等には、各ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券等の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する債券等の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

信用リスク

各ファンドが実質的に投資する債券等の発行体や株式の発行企業が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合等には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

(限定為替ヘッジ)

「限定為替ヘッジ」では、外国投資信託が保有する資産の通貨配分にかかわらず、原則として直接保有する外貨建資産(米ドル建ての外国投資信託の組入額)と同額程度の米ドル売り/円買いの為替取引を行います。この為替取引により、外国投資信託が保有する資産のうち、米ドル建資産については為替変動リスクが低減されますが、米ドル以外の通貨建資産については対米ドルでの為替変動の影響を受けます。

したがって、それらの通貨が米ドルに対して下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、円金利が米ドル金利より低い場合、円金利と米ドル金利の金利差相当分のヘッジコストがかかります。なお、外国投資信託では、保有する資産のすべてが米ドル以外の通貨建資産となる可能性があり、その場合、外国投資信託が保有するすべての資産について米ドルと保有資産通貨との為替変動の影響を受けることとなります。

(為替ヘッジなし)

「為替ヘッジなし」では、原則として為替取引(為替ヘッジ)を行わないため、実質的な投資対象通貨(主要投資対象とする外国投資信託が保有する資産の発行通貨)と円との外国為替相場が円高となった場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。各ファンドが実質的に投資する債券・株式等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

カントリーリスク

各ファンドの実質的な投資先の国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

株価変動リスク

各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

転換社債の価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資する転換社債の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

資産担保証券の価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資する資産担保証券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

バンクローンの価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資するバンクローンの価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

不動産投資信託証券の価格変動リスク

各ファンドが実質的に投資する不動産投資信託証券の市場価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

各ファンドが実質的な投資対象とするハイイールド社債、新興国の債券、資産担保証券、バンクローン等は、格付けの高い国債等への投資を行う場合と比較して、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等が大きくなる可能性があります。



お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位 (当初元本 1口 = 1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (基準価額は 1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 7 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後 3 時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	外国投資信託の換金請求の受付の停止・取消または延期の場合の換金のお申込み、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合 (換金の請求金額が多額な場合を含みます。)、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態 (金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等) による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金・スイッチングのお申込みについては、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	<毎月決算型> 2028年 4月21日まで (2013年12月18日設定) <年 1回決算型> 2048年 4月23日まで (2013年12月18日設定)
繰上償還	各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還) させます。 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了 (繰上償還) することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・各ファンドにおいて信託契約の一部解約により、受益権の口数が30億口を下回ることとなるとき。
決算日	<毎月決算型> 毎月23日 (休業日の場合は翌営業日) <年 1回決算型> 毎年 4月23日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<毎月決算型> 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 <年 1回決算型> 年 1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度 (NISA) の適用対象となります。 <年 1回決算型>は、NISAの「成長投資枠 (特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <毎月決算型>は、NISAの対象ではありません。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。
スイッチング	各ファンド間でスイッチング (乗換え) を行うことができます。 ※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの購入単位等を別に定める場合等があります。 ※スイッチングの際には、換金時と同様に信託財産留保額および税金 (課税対象者の場合) ががかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。
その他	販売会社によっては、一部のファンドを取り扱わない場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。



ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.243% (税抜1.13%)</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末(「年1回決算型」においては毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>投資対象とする外国投資信託: 外国投資信託の純資産総額に対して年率0.485%程度</p> <p>※各ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用管理費用等には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。</p> <p>実質的な負担: 各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.728%程度 (税込)</p> <p>※上記は各ファンドが純資産総額相当額の外国投資信託を組み入れた場合について算出したもので、実際の組入比率により異なります。また、この他に定率により計算されない「その他費用等」があります。</p>
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末(「年1回決算型」においては毎計算期間の最初の6ヵ月終了日を含みます。)または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
[ファンドの運用の指図を行う者]
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社>みずほ信託銀行株式会社
[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

<販売会社>販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間: 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>



販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2024年2月27日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	限定為替ヘッジ(毎月決算型)	為替ヘッジなし(毎月決算型)	限定為替ヘッジ(年1回決算型)	為替ヘッジなし(年1回決算型)
株式会社北都銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第10号	○				□	□	□	□
株式会社第四北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第47号	○		○		□	□	□	□
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○			□		□
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○				□	□	□	□
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	□	□		
長野證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号	○						□	□
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○				□	□	□	□
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○	□	□	□	□
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第170号	○	○						□
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	○				□	□	□	□
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	※1	※1	※1	※1
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第1号	○					※1		※1
株式会社みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第11号	○					※1		※1
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○			※1		※1
株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	○				※1	※1	※1	※1
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				※1	※1	※1	※1
OKB証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第191号	○					※1		※1
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○	※1	※1		※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	○				※1	※1	※1	※1

- その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
- 販売会社によっては、一部ファンドのみのお取扱いとなります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。
- ※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

(原則、金融機関コード順)